

亀山市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和3年3月2日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第9号

亀山市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市個人情報保護条例施行規則（平成17年亀山市規則第9号）
の一部を次のように改正する。

様式第4号中「3 任意代理人による請求の場合は、1の書類の
ほか、本人の印鑑証明書を添付した代理関係を明らかにする委任状
の提示又は提出が必要です。」を 「3 任意代理人による請求の場
4 「請求内容の区分」におい

合は、1の書類のほか、本人の印鑑証明書を添付した代理関係を明
て「1 閲覧」を選択した場合であっても、閲覧した文書の全部又
らかにする委任状の提示又は提出が必要です。

は一部について、その写しの交付を受けることができます。なお、

交付する写しの枚数又は内容により、交付が後日になる場合があり

に改める。
ます。」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。